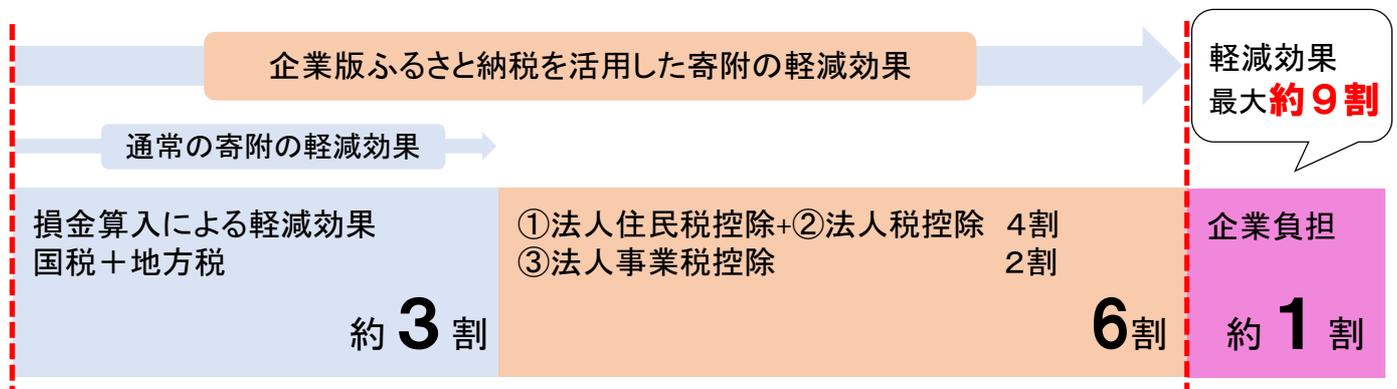


一関市 企業版ふるさと納税



○企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは？

- 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国の認定を受けた地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税が税額控除される仕組みです。
- 損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減されます。**



税目ごとの の特例措置

- ① **法人住民税** 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割の20%が上限）
- ② **法人税** ①法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③ **法人事業税** 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

ひとづくり・まちづくり・しごとづくり事業

いちのせきで 「いきる」 ひかり輝く 「ひとづくり」事業

- 自分らしさを見つけ互いに認めあえるまちの実現に向けた事業
- 大切なひととの未来を育むまちの実現に向けた事業
- 学びで可能性を広げるまちの実現に向けた事業
- いきいきと自分らしく暮らせるまちの実現に向けた事業

いちのせきで 「くらす」・「つどう」 暮らしやすさを感じる 「まちづくり」事業

- 暮らしやすい・住みやすい環境が整うまちの実現に向けた事業
- 安全・安心を感じられるまちの実現に向けた事業
- ひとが集まり活力があふれるまちの実現に向けた事業
- 環境と共生するまちの実現に向けた事業

いちのせきで 「はたらく」 やりたいことが 実現できる 「しごとづくり」事業

- 地域産業が元気なまちの実現に向けた事業
- 仕事の可能性が広がるまちの実現に向けた事業
- 多様な働き方が実現するまちの実現に向けた事業

詳しい具体的な事業に関しては、お問い合わせください。

■ 寄附の流れ

ご相談・申し出

企業

寄附のご意向がある場合は、一関市までご相談ください。寄附対象事業などを御説明いたします。寄附対象事業や寄附金額が決定したら、「**寄附申出書**」をご提出ください。

寄 附

一関市

寄附を払い込みいただくため、「**納付書**」を発行します。
※ 寄附金額、事業の進捗状況により納付時期をご相談させていただく場合があります。

企業

「納付書」を使用し、一関市指定金融機関で**寄附の払い込み**をお願いいたします。

税の申告

一関市

納付確認後、**市から「受領証」を送付**いたします。

企業

「受領証」を用いて、**税の申告手続き**をお願いします。
※ **寄附金額を支出した事業年度**の法人関係税が控除等される仕組みです。

留意事項

- 1回当たり**10万円以上**の寄附が対象です
- 寄附をすることの**見返りとして経済的な利益を受けることは禁止**されています。
- **一関市外に本社がある企業**が対象です。

※本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。

お問い合わせ



いちのせき

一関市役所

商工観光部 産業企画課

〒021-8501

岩手県一関市竹山町7番2号

T E L 0191-21-2111

☒ koro@city.ichinoseki.iwate.jp



一関市 企業版ふるさと納税